

## 会計年度任用職員の募集

管理者秘書業務会計年度任用職員

○勤務場所

病院局総務部庶務課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

○業務内容

川崎市病院事業管理者の公務スケジュール管理、内外関係機関との連絡調整、来客対応、電話対応、文書の管理や整理など

○任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務状況により次年度以降、再度の任用有

○試用期間

原則として1ヶ月

○勤務日

月曜日から金曜日までの週5日

○勤務時間

午前8時15分から午後4時30分まで

○休憩時間

正午から午後1時まで

○所定外労働の有無

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時または緊急に必要がある場合においては、所定外労働があります。

○休日

勤務日以外の日。また、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の勤務はありません。

## ○給与等

月額 263,802 円（予定）

※地域手当を含みます。

※川崎市での勤務経験により金額が加算されることがあります。

- ・原則当月分を当月 21 日に支払
- ・通勤費相当額 月額 55,000 円を上限とした認定額
- ・時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払
- ・上記のほか、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

## ○健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用の有無

いずれも適用有り。

## ○応募要件

- ・秘書検定を取得している方
- ・パソコン操作（ワード・エクセル）の基本的な操作ができる方
- ・地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと
  - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
  - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## ○募集人数

1 名

## ○選考方法

履歴書による書類選考及び面接選考

## ○応募方法

- ・応募締切日：令和 8 年 2 月 16 日（月）【必着】

- ・封筒に「会計年度任用職員応募」と朱書きし、郵送にて応募書類（任意の履歴書（職歴がある場合は、職務内容が分かるように履歴書に記載するか、別紙により作成））を次の住所まで送付してください。ファクス及びメールでの申込みは不可です。

送付先：〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階  
病院局総務部庶務課 会計年度任用職員任用事務担当 宛て

- ・履歴書に、日中に連絡が可能な電話番号を必ず記入してください。
- ・応募書類は返却いたしません。募集者の責任において破棄しますので、予め御了承ください。
- ・記載されている個人情報は、本任用以外の目的に使用することはありません。
- ・面接日時は担当から御連絡いたします。

○募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで

○採用に係る問い合わせ先

病院局総務部庶務課：044-200-3846  
メールアドレス：83syomu@city.kawasaki.jp